

長崎県公用車任意保険契約仕様書

1. 契約事項の名称

長崎県公用車任意保険契約

2. 趣旨

長崎県の保有する公用車の事故処理について、保険会社の専門知識の活用による事故処理の迅速化・適正化とともに事故処理事務の軽減・損害賠償金の負担軽減等を図るため、任意保険に加入する。

3. 任意保険対象自動車

長崎県が所有する又は使用する公用車（リースにて使用している公用車を含む）571 台（詳細は別紙の公用車一覧表のとおり、令和7年5月31日現在）

4. 契約締結の条件

加入する任意保険の担保種別は次のとおりとする。

- （1）示談交渉サービス付き（約款上明記されているもの）の対人賠償保険であって、保険金額は1,000万円とする。
- （2）示談交渉サービス付き（約款上明記されているもの）の対物賠償保険であって、保険金額は100万円（免責金額0円）とする。
- （3）（1）（2）について適切に対応できる体制を整備すること。
- （4）対人臨時費用、自損事故傷害、無保険者傷害及び搭乗者傷害保険等については、不担保とする。

5. 詳細条件

4（1）の対人賠償保険であって保険金額1,000万円及び4（2）対物賠償保険であって保険金額は100万円の適用については次のとおりとする。

土曜日、日曜日及び祝日並びに夜間等も含め常に適用になるものとする。

県が運転を許可した者で、県職員以外が運転して事故を起こした場合も適用になるものとする。

6. 事故報告

事故受付時はその都度、長崎県総務部管財課まで受付内容を報告すること。

7. 加入期間

令和7年9月1日午後4時から

令和8年9月1日午後4時まで

8. その他

本書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、長崎県総務部管財課と協議して決定するものとする。